

令和3年蘭越町議会第1回臨時会会議録

○開会及び閉会

令和3年 2月18日

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時51分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	淀谷 融	2番	金安 英照
	3番	田村 陽子	5番	永井 浩
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷 要
	10番	熊谷 雅幸	11番	富樫 順悦

欠席（ 0名）

○会議録署名議員

2番 金安 英照 3番 田村 陽子

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	竹内 恒雄	住民福祉課長	北川 淳一
健康推進課長	山下 志伸	農林水産課長	西河 修久
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	梅本 聖孝
教育次長	田縁 幸哉	会計管理者	小木 利夫
農林水産課参事兼農業委員会事務局長 木村 恭史			
健康推進課主幹 谷口 敦哉			

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 河野 俊明 書 記 和田 慎一

○議事日程

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明 |
| 日程第4 | 議案第1号 不動産の取得について（緑ヶ丘定住促進住宅） |
| 日程第5 | 議案第2号 蘭越町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例 |
| 日程第6 | 議案第3号 令和2年度蘭越町一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第7 | 議案第4号 令和2年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号） |

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただ今の出席議員は10名であります。

これより、令和3年第1回蘭越町議会臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

説明出席者につきましては、名簿をお手元に配布しておりますので、御了承願います。また、本日の会議中、報道機関のテレビ撮影について許可をしておりますので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番金安議員、3番田村議員を指名いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長からお諮り願います。7番、赤石議員。

○7番（赤石勝子） 令和3年第1回蘭越町議会臨時会の開会にあたりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日1日間といたします。

日程につきましては、皆様にお配りしています日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りします。

ただ今、議会運営委員長からお諮りのとおり、本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間とすることに決定しました。

○議長（富樫順悦） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を行います。金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

第1回蘭越町議会臨時会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本臨時会が開催できますことを、まずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第4回蘭越町議会定例会が開催されました昨年12月16日以降の行政報告につきましては、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告を申し上げます。

1ページ、12月21日、22日の2日間にわたり、町内68歳以上の、おひとりで暮らしをされている方々、独居老人でございますが、222世帯を訪問し、激励してまいりました。

何か困ることはないのか、お一人お一人の顔を拝見しながら、お声をかけ、少ない時間ではありますが、お話をさせていただきました。

2月25日金曜日、この日は、歳末たすけあい運動実施による歳末見舞金を持参し、昆布温泉病院、北海愛星学園、一灯園及びグループホームらんこしに激励訪問をしております。

2ページ、1月14日木曜日、この日は、老朽化のため建て替えられました港駐在所の新庁舎を視察いたしております。

倶知安警察署次田幸宏署長から新庁舎の説明と併せ地域防犯等の体制について確認をいたしたところでございます。

3ページ、1月26日火曜日、この日は、蘭越町農業再生協議会臨時総会を開催し、令和3年産米の生産の目安の取組方針、産地交付金の取扱いについて協議をいたしたところでございます。

令和3年産米の生産の目安による蘭越町の作付面積配分は1,720ヘクタールで、前年比40.3ヘクタールの増となっております。

4ページ、2月10日水曜日、この日は、再編整備留保高、蘭越高校に

ついて、北海道教育庁、後志教育局、藤田蘭越高校校長と、入学者数20名未満の再編整備留保校における、今後の存続に向けた蘭越高校の魅力化の取り組み、及び存続困難時の将来的な展望について、ウェブ会議により教育長と共に意見交換を行ったところでございます。

私からは、蘭越高校への入学者数が、昨年度は6名という大変厳しい状況となり、入学者確保に全力で取り組み、今年度は13名の入学、来年度の出願者数が現在17名となっており、入学者10名以上の地域連携特例高としてしっかり維持していることや関係機関の連携により、入学希望者が増えてきていることを説明し、また、今後も、町が支援している各種事業を継続、拡充して実施するとともに、外国語教育活動の充実、町外からの生徒確保に向けた支援の充実等、魅力ある高校づくりを、小学校、中学校、高校との学校間連携や地域連携をさらに強め、道立高校として維持していきたいと意見を申し上げたところでございます。

また、存続困難時の将来的な展望としまして、今年度から、蘭越高校の今後の在り方についての検討会を設置し検討はしているところですが、あくまで道立高校として維持していくことが、何よりも重要であることを意見を申したところでございます。

藤田蘭越高校校長からも、英語教育のほか、来年度は、尻別川を題材とした地域的学習にも力を入れ、校内研修も充実させながら、教員と魅力ある高校づくりを進めていきたいと意見しております。

道としても蘭越高校を存続していくために支援をしていきたいということであります。蘭越高校の存在は、地域における役割は多大なものがありますので、今後も道立高校として維持できるよう、道との意見交換を継続してまいります。

行政報告には記載してございませんが、2月16、17日、町内全域において、急速に発達した低気圧の影響で、2月16日の午前3時3分、本町に暴風雪・波浪警報が札幌管区气象台から発表されたことから、午前7時12分にふれあい通信で、気象警戒の臨時放送により町民への注意喚起を行ったところでございます。当日の午前中に町内の一部で停電が発生しましたが、まもなく、復旧しました。担当課において備蓄品の再確認と暖房用ストーブや燃料の確保等を行いました。避難所開設には至りませんでした。暴風等による被害については、町内2か所で街路灯が倒壊したのみで、特に大きな被害はございませんでした。

次に、倶知安厚生病院第二期整備に係る自治体負担について御報告申し上げます。

行政報告参考資料、倶知安厚生病院第二期整備の資料を御覧願いたいと思います。倶知安厚生病院では、一部病棟の耐震化と老朽化が喫緊の課題とされていたことから、平成30年8月に北海道厚生連より、羊蹄山ろく7町村等で構成する倶知安厚生病院医療機能検討協議会へ、建て替えを計画しており、必要経費については、厚生連が自己資金で賄うことは困難なことから、関係町村で全額負担願いたいとの申し出がなされ、これまで、議員の皆様の御理解をいただきながら、関係者と協議を重ねてきたところでございます。

倶知安厚生病院の第二期となる整備については、地域住民の命を守るため、公的医療機関、地域センター病院、災害拠点病院、原子力災害医療協力病院として必要不可欠であり、羊蹄山ろく7町村等で構成する倶知安厚生病院医療機能検討協議会と北海道厚生連は、令和2年1月23日に取り交わした協定書での合意事項をもとに協議を進めてまいりました。

さらに、当病院には、羊蹄山ろくのみならず岩宇・南後志の7町村長にも、地域センター病院として、また二次医療圏における公的医療機関として、果たしてきた役割の大きさや人口減少・少子高齢社会が進む中、なお重要性が高まるとの認識と理解をいただくことができましたことから、令和3年1月15日、関係自治体14町村と北海道厚生連による倶知安厚生病院第二期整備推進協議会を設立いたしました。

当協議会総会では、協議会設置要綱が制定され、役員として、会長に倶知安町長、副会長に岩内町長、寿都町長と私が選出されました。

また、14町村が負担する整備費用の負担割合についての提案があり、協議会案として承認がされました。蘭越町は5.98%の割合となっております。今後、14町村は基本設計に基づき積算された整備費用と負担割合などを各町村議会等において、説明や御理解をいただいて、予算議決に向け、整備を推進していくことを確認いたしましたところでございます。なお、今後、各町村において予算議決が確認された上で、各町村と北海道厚生連で整備費用の負担についての協定を締結し、推進してまいります。

次に北海道厚生連から提示されました基本設計と現時点での概算費用について御報告を申し上げます。先ほど言った参考資料を御覧ください。

はじめに、基本設計の概要についてですが、一つ目として、工期は令和3年度から令和7年度の5年間です。

資料2ページの増築棟、青色の部分についてですが、基本構想、基本計画に基づき、現状の医療機能及び診療科を維持することを前提に、病床

数及び病床機能の一部見直しを踏まえ、ゾーニング・部屋割等について病院内部のヒアリングを実施の上、反映されたものとなっております。

二つ目として、既存棟、グレーの部分についてですが、増築棟の面積拡大を抑制することを前提に、改修工事の内容等を反映すると共に、先行解体する北棟の機能を一時的に移設することにしております。

次に、現時点での概算費用についてですが、令和元年10月に提示された基本計画時概算28億2,000万円に対して、4億9,400万円増の、33億1,400万円と提示されております。増額となる主な理由として、設計管理費については、基本設計と実施設計の一括発注による入札執行に伴う7,000万円の減額を見込むとされておりますが、建築単価について、直近の後志地区における類似物件などを根拠に算出し、資材・人件費などのコストが急増していることにより建築・外構・解体併せて、4億5,000万円の増、また、増築棟の面積について、発熱外来や待合スペース拡大など、昨今の新型コロナウイルス等感染症対策強化の要素を一部反映させ、基本計画より441平方メートル拡大することによる、1億7,000万円の増、改修工事費について、増築棟の面積は拡大しましたが、更なる面積拡大を抑えるため、精神病棟に機能を分散したことにより8,000万円の増、機器移設費について、増築棟面積の拡大と精神病棟の工事エリア拡大に関連し、電話交換室・サーバー室の移設が必要となり、2,000万円の増、また、除却損について、基本計画時での概算で計上されていましたが、町村負担費用の概算費用から除くこととなったことにより、1億6,500万円の減額となっております。

以上、14町村による負担費用額は、基本設計に基づく概算費用33億1,400万円が現時点における唯一の参考となる額として、各町村負担額を算定いたしましたところでございます。

現時点の本町の負担額は、33億1,400万円の5.98%、約1億9,800万円となっております。

なお、当整備に対する、国や北海道からの補助金等の財政支援については現在、協議がされております。

約数億円が支援される見込みですが、現時点での負担費用額には、その額は算入されておりませんが、本町の負担額も、道の支援が受けられますと、下がる予定となっております。

また、本町は本事業負担額に過疎債を充当いたしたいと考えております。今後も、14町村と道厚生連がしっかりと連携し、最大限の支援が受

けることができるよう国や北海道との協議を進め、自治体負担の軽減に向けて引き続き努めてまいります。

以上、倶知安厚生病院第二期整備に係る自治体負担についての行政報告を終わります。

次に、農地の賃貸借契約を不服とした処分取消等を求める控訴事件に係る判決について御報告申し上げます。

本事件は、令和元年8月26日蘭越町議会全員協議会で説明させていただきましたとおり、原告札幌市の法人が蘭越町長、同じく蘭越町農業委員会会長を相手に、平成24年6月27日許可の農地法第三条の規定による農地の賃貸借契約を不服とした許可処分の取り消し及び損害賠償などを求めるほか、許可期間の営農経費の支払い、障害者就労支援サービス事業に投じた資金等の損害金の支払い、青年就農給付金の支払い等、経済的請求を求め、令和元年5月30日、札幌地方裁判所民事部へ訴状を提出したものでございます。

令和2年1月15日、第一審の判決が言い渡され、「一、農地賃借権の設定許可処分の取り消しを求める部分を却下する。二、原告らのその余の請求をいずれも却下する。三、訴訟費用は原告らの負担とする。」と、当方が全面的に勝訴する内容となりましたが、これを不服に思った原告から、令和2年1月29日、控訴状が札幌高等裁判所へ提出され、蘭越町ほか3名を被告とし処分取消等を求める控訴審となった経緯であります。

そして、令和2年12月23日に控訴審判決の言い渡しがあったところですが、その判決の主文は、「一、本件各控訴をいずれも却下する。二、控訴人会社のその余の本件控訴を棄却する。三、控訴費用は控訴人らの負担とする。」といった、第一審の判決が維持された内容となっております。なお、この控訴審判決は、相手方から上告はなされなかったため、本年1月13日に確定となり、本件事件は全て終了することとなりました。

以上、農地の賃貸借契約を不服とした処分取消等を求める控訴事件に係る判決についての行政報告を終わります。

次に、町が被害を受けた町有林の誤伐採と日出墓地の損壊について報告します。

昨年12月18日に、倶知安町の千歳林業株式会社代表取締役が来町し、令和元年に湯里地区の山林伐採を行った際に、誤って隣接する町有地も伐採し地拵、植栽を行ったとの説明と謝罪を受けました。

被害の状況でございますが、町有地は字湯里303番地の町有林と字日出417番地の日出墓地で、日出墓地については、古くからある墓地

で、大きな墓石はないと聞いておりまして、墓の数や所有者は不明の状況でございます。町有林は、面積1.64ヘクタールで、林齢77年のカラマツ林でございます。相手方からは、被害の対応について、墓の所有者の調査やその後の対応を行うことと、町有林の賠償について誠意をもって対応するとの申し出を受けたところでございます。

私からは、遺憾の意を表するとともに、被害に対し万全の対応を取るよう申し入れをおこなったところでございます。

なお、被害の詳細な確認は、雪融け後に実施いたしたいと考えております。以上、町が被害を受けた町有林の誤伐採及び日出墓地の損壊についての行政報告を終わります。

次に、北海道新幹線内浦トンネル幌内工区の施工中調査の結果について御報告申し上げます。

まず、内浦トンネル幌内工区の工事進捗状況でございますが、2月1日現在、トンネル延長5,000メートル中、2,124メートルの掘削が終了し、掘削率は42.5%となっております。

この延長5,000メートル中、地上からの地質調査が困難な箇所があり、そのためトンネル掘削中の先進ボーリングで、トンネル断面の地質調査、施工中調査を予定している区間がございます。

いわゆるこの区間が、対策土と言われる自然由来重金属等の土壌環境基準値を超える可能性がある範囲でございますが、対策土が確認された場合の対応方法等については、議員協議会や総務文教所管事務調査、住民説明会等において説明させていただき、また、昨年第4回蘭越町定例議会での柳谷議員からの一般質問においては、施工中調査の状況を含め御報告させていただいたところでございます。

1月13日時点において、施工中調査を予定している区間630メートル中、580メートルの調査が完了し、基準値超過の重金属等は確認されていない旨、鉄道・運輸機構から報告を受けていたところですが、この度、1月16日から18日に実施いたしました、残り50メートルの調査結果について報告がございました。報告の内容でございますが、昨年6月から今回で10回目となる先進ボーリング調査において、対象区間630メートルの全区間において、対策土が確認されない旨、文書により報告がございました。なお、内浦トンネル幌内工区の工事完了は令和七年秋頃を予定しており、今後、残り約2,800メートルの掘削工事が進められてまいります。鉄道・運輸機構からは、当区間、残り2,800メートルにおいては、隣接する昆布トンネル同様、地上からの事前

調査において、無対策土として確認しておりまして、仮に想定と異なる地層や断層を確認した場合には、その都度、調査を実施し対応していくものと報告を受けたところでございます。

以上、北海道新幹線内浦トンネル幌内工区の施工中調査の結果についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明申し上げます。

議案第１号につきましては、不動産の取得について議決をお願いするものでございます。昨年４月から公募型プロポーザル方式を進めておりました緑ヶ丘定住促進住宅が完成したことから、その取得につきまして金額３，３００万円で、株式会社菅原組代表取締役社長・冨田浩嗣(ひろつぐ)氏、鈴木建設株式会社代表取締役・鈴木浩之氏、株式会社熊谷組代表取締役・熊谷雅幸氏を契約の相手方として購入契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第２号につきましては、蘭越町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、議決をお願いするものでございます。

議案第１号の不動産、緑ヶ丘定住促進住宅の取得に伴い、その設置及び管理について、地方自治法第２４４条の２第１項の規定に基づき、必要事項を定めるため、条例の制定をお願いするものでございます。

議案第３号につきましては、令和２年度蘭越町一般会計補正予算第１１号でございますが、歳入歳出それぞれ１，１１５万３，０００円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費では住宅エコ化支援事業補助金５０万円の追加、新型コロナウイルス感染症対策費として医薬材料費２９８万７，０００円、ＡＥＤほか備品購入費８６万３，０００円など、６５１万２，０００円の追加。民生費では蘭越保育所食器洗浄機の備品購入費９９万円の追加。商工費では交流促進センター雪秩父における加圧給水ポンプ交換修理ほかに係る修繕料１５１万８，０００円の追加など２０１万８，０００円の追加。土木費では、ショベルローダに係る修繕料１１０万円の追加など１２１万５，０００円の追加。教育費では、蘭越中学校で使用する灯油、燃料費４１万８，０００円の追加など、合わせまして歳出総額１，１１５万３，０００円を追加するものでございます。

歳入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金５５１万７，０００円、前年度繰越金５１３万６，０００円の追加など、合わせまして歳入総額１，１１５万３，０００円を充当するもので

ございます。

議案第４号につきましては、令和２年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第５号でございますが、歳入歳出それぞれ２４６万７，０００円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、水道施設修繕料２４６万７，０００円の追加、歳入では、前年度繰越金２４６万７，０００円を追加するものでございます。なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明いたします。以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第４、議案第１号不動産の取得についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、９番熊谷議員の退場を求めます。暫時、休憩いたします。

○議長（富樫順悦） 再開します。

提案理由の説明を求めます。北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第１号不動産の取得について御説明いたします。

この不動産については、１０月２７日に行われました経済建設常任委員会の建設課所管の事務調査でも御説明させていただいておりました、緑ヶ丘定住促進住宅建物提案型買取事業により建設された住宅が完成いたしましたので、取得にあたり契約を締結いたしたく、地方自治法第９６条第１項第８号及び蘭越町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

不動産の種類については、蘭越町蘭越町５８６番地１１の町有地に建設しました建物で、構造等は、木造平屋建て、１棟２戸の住宅で１戸当たりの建築面積は６４．４５平米、間取りは２ＬＤＫとなります。

付帯施設として、２台分の駐車場と物置を設置しております。駐車スペースはアスファルト舗装を施しております。

用途は緑ヶ丘定住促進住宅として管理したいと考えております。

契約の方法は、公募型プロポーザル方式により選定された業者との随意契約で、取得金額は消費税３００万円を含む３，３００万円です。

契約の相手方は、代表者磯谷郡蘭越町昆布町１３４番地４８、株式会社菅原組代表取締役社長富田浩嗣氏、構成員が岩内郡岩内町の鈴木建設株式会社、蘭越町蘭越町の株式会社熊谷本店となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。３番、田村議員。

○３番（田村陽子） ３番、田村です。

公募型プロポーザル提案時の時の価格との差というのはありますでしょうか。提示された、提案された時の価格、まあ上限は３，５００万ということで公募されてると思うんですけど、いろんな提案をされた時に、出てきた価格というものと、この３，３００万という差はあるんでしょうか。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） すいません、ほかの業者の方との差ということですか。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○３番（田村陽子） いえ、相手方、進めるうえで提示されてきた金額ですね。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 提案された金額、その金額で決定させていただいたものです。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 1点、補足します。議員の御質問の中で、これを決定するいろんな項目の中に、この建設費用、そういうものも加味した部分の中で点数に反映させて決定させていただいたという経過がございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） これからおそらく、大型のこういうプロポーザルの方式というのはほかでもされてると思うんですけど、京都なんかでもいろいろ進める中で、最終的に提示されてきたものと、そこに対する価格交渉もするべきだという方法のプロポーザルの中で、マニュアルとしてもされているんですよ。そういう意味で、提示されてきた部分と、その提案されてきた部分でできたのかどうかというところを、ちょっとお伺いしたかったもので、その差がないならそれで結構なんですけど、今回は、はい。ですけど、今後この3,300万で最初に提案された後に、例えば金額の差が出てきた時には、町としてもその交渉はしていかなきゃいけない部分かなと思っております。結構です。以上です。

○議長（富樫順悦） 山内副町長。

○副町長（山内勲） 田村議員の御質問ですけど、提案されてきた金額と同額で契約させていただき、今回、不動産として買い取るということです。ただ、その設計の中身についてはですね、私どもの職員の中にも一級建築士を持った職員がいますので、そこは十分、中身を精査して、いろんなものに頼る内容になっているかということは精査させていただき、今回建設に至ったということです。御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号不動産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

日程第５、議案第２号蘭越町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を議題といたします。提案理由の説明を求めます。北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第２号蘭越町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

先程、議案第１号で可決いただきました、緑ヶ丘定住促進住宅の買取に伴い、住宅の設置及び管理に関する条例を定めさせていただくものでございます。それでは、議案の１ページを御覧願います。

第１条は制定の趣旨でございまして、地方自治法第２４４条の２第１項の規定に基づき、必要な事項を定めるとしております。

第２条は、用語の意味について定めております。

定住とは、長期にわたる居住を目的として、蘭越町の住民基本台帳に登録し、かつ生活の本拠があることを定めています。

移住者とは、本町に住所を有しないものが、定住を目的としてこれから町に住所登録をしようとする者と定めています。

第３条は設置でございます。

第４条は、住宅の名称、位置及び戸数で、こちらに関しましては、この条例の最後に別表として記載しておりますが、蘭越町蘭越町５８６番地１１に２戸設置するものでございます。

第５条は、入居者の公募方法でございまして、行政協力員文書、町ホームページ、ふれあい通信、その他広報媒体により公募することを定めております。

第６条は入居資格で、第６号まで定めております。

１点目が、移住者でこれから町に住所を定めようとする者、または既に住所を有する者で独立して生計を営もうとする者であること。

２ページになります。２点目が、入居時に同居し養育する小学生以下

の子供を１人以上有している世帯または、子供がいない場合は、夫婦とも４０歳未満の世帯であること。

３点目が蘭越町に５年以上定住する意思があること。

４点目が町税などを滞納していないこと。

５点目は、現に住宅に困窮していること。

６点目は、入居者、または同居親族が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に規定する暴力団員でないこと。これらでございます。

第７条は、入居の申請及び決定の定めでございます。

第８条は、入居者の選考で、募集戸数を超えて申し込みがあった場合は、公開抽選などの方法によって入居決定をすると定めるものです。

第９条は、入居補欠者の規定で、入居順位を定めて入居補欠者を定めることができる規定でございます。

第１０条は、入居の手続きで、１０日以内に連帯保証人の設定と敷金の納付、住所変更を行い請書で契約を行うこととしており、その後に入居可能日を通知することとしております。

第１１条は、入居の承継でございます。

第１２条は家賃の決定及び変更でございます。家賃は月額６０，０００円と定めるものです。

また、物価の変動や住宅の改良によっては家賃を変更することができるものと定めております。

第１３条は家賃の減免、または徴収の猶予の規定でございます。

第１４条は、家賃の納付で、毎月末日までに、その月分の家賃を納付するよう定めるほか、月の途中で入退去した際には日割り計算による規定も定めております。４ページになります。

第１５条は、敷金でございます。家賃の２ヶ月分に相当する金額の範囲内と定め、退去時には敷金を還付することとしております。

第１６条は、修繕費用の負担で、第１７条第１号に規定する修繕費用以外は、町の負担とするものでございます。ただし、入居者の責めに帰すべき事由による時は入居者の負担とする規定です。

第１７条は入居者の費用負担義務で、１号から３号までの費用につきましては、入居者の負担とするものでございます。

第１８条は入居者の保管義務を定めております。

第１９条は迷惑行為の禁止を定めております。５ページになります。

第２０条は長期不在の届け出を定めております

第２１条は、転貸等の禁止で、又貸し等の禁止を定めております。

第22条は用途変更の禁止の定めでございます。

第23条は、模様替え等の禁止で、基本的には模様替えや増築を禁止する定めでございます。

第24条は住宅の検査で、入居者は退去の際は10日前までに届け出し、検査を受けなければならない規定を定めるものです。

第25条は、住宅の明け渡し請求で、1点目の不正行為による入居から、次のページになります、6ページの第7号まで、御覧の内容でございます。

第26条は、立ち入り検査で、町で管理上必要があると認めるときは、立ち入り検査ができる規定でございます。

第27条は、罰則規定でございます。

第28条は、委任規定でございます。この条例で定めていない事項につきましては、別に定めることとしており、入居のための各種様式等につきましては、規則で定める予定となっております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。5番、永井議員。

○5番（永井浩） こういう定住支援住宅の場合ですね、蘭越町の町民の血税を使用してやってるわけですけど、建てる度に町内の、町行政に対して協力してもらう人、協力していただくような、お願いしたりなんかするけれども、なかなか協力してもらえませんという話がありまして、今回、それに関する行政活動だとか、町民と協力しあうような人を選ばなきゃならないと思うんですけど、そういう項目がない、唯一近いのは、19条の、入居者は周辺の環境を乱し、または他に迷惑をかけない、行為をするような、してはならないと、これ、しない人を入れないといけないんだけど、これ、どうなんですか、きちんとした文章あって、こうこう、こうで、町内会に入って、行政に協力しながら蘭越町で豊かに暮らしますと宣言した人じゃなきゃ入れませんというふうにしないと、前もあったようなごみのトラブルだとか、勝手にここの外灯が明るいからここ消せだとか、いろいろクレームつける人、特に周辺の町村よりも安い家賃

で入れるものですから、とにかく入れてくれ、入る時はなんでもいう事聞く、いざ入ったら全然協力してくれないという方が多々あったようです、あるようです。これについてどう思うか、こういう迷惑行為をしない人たちを入居させるという担保と、ペットについて契約ちょっと聞き取れなかったんですけど、ペットについてはどうするんですか。その二つお願いします。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 永井議員の御質問にお答えします。

入居時の制限ですね、制限につきましては、ほかの住宅につきましても、以前からそのような協力だとかいうのは、窓口でお申込みされた方にはきちんとそういうふうに、町内会活動だとか、そういうので御協力して下さいということで伝えて、まあ伝えることがうちのほうとしてはやっていることで、今回の条例の中にそういう厳しい規定設けますとですね、あとでまた違う意味でのトラブルだとか心配されるのかなというのがありまして、一応、入居時にはそういう町内会活動だとかきちんと行ってくださいというふうにして周知はしたいと思います。

それとですね、ちょっと話それるんですけど、実はですね、去年、子育て支援住宅、昆布の子育て支援住宅建設しまして、入居されたんですけど、その際ですね、あそこの近くの町内会に、その住宅の方々が町内会に入りたい、入居者はそういう活動したいというような、あったんですけど、それでうちのほう窓口となり、町内会のほうにお願いしたんですよ、そういう人たちを町内会に入れてもらえないかと。実は、その町内会も高齢者が多いものですから、入った方が若い方で、年齢差があるから入ってもらってもどうなのかなというような意見もございまして、そういうこともございまして、ちょっとうちのほうとしても強制的にそれを行ってくださいというようなことも、入居者に対してやっていくのはちょっと難しいのかなと考えております。

あと、ペットの関係なんですけど、条例化はされてないんですけど、入る要件として別個に、ペットは禁止させていただきますということで周知させていただいております。以上です。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩）　まず一つ目の町内会の話です。今、町内会で受け入れてくれなかったって言うんですけど、じゃあそのグループで町内会作って、やればいい、そしてその単位で行政協力してくださいって、お願いすればいいので、それについてはそういうふうに対応してもらえればいいのかと思います。

　ペットについて、一応、今、ペットと、今言ってる行政関係の協力問題と同じで、調査したことありますか。今までに関して、ほとんどペット禁止だけどペット飼ってる人いっぱいいますよね。結局そういうことになるんですよ、一応、条例でなってるけれど、入居時にはそれをお願いしたけれど、お願いしても言うこときかない人はたくさんいるということ、それを取り締まる機関もないでしょう。一番、僕は、ペット飼おうがいいんです、修復してくれれば。蘭越町の町行政に対して協力してもらえる人が入居してもらわないと、せっかく蘭越に新しい人が入って来ても、全く文句ばかりたれてる人は必要ないんじゃないか、協力してくれない人は。ましてや地域の住民と全くそりが合わない人は、逆に言ったら来られても困る、条件がいいからたくさんの人が集まるかもしれないけど、その中でどれだけいい人を、この条例の中で担保できるんだということを伺っているんですね。これ、結論出ないかもしれないけど、入居時にきちっとした指導できるのか、もしくは文書で誓約書もらうのか、その辺は絶対必要だと思うんです。これは、これで3棟目ですけど、これからまた3棟建ちますけど、新しい住宅ができて、新しいまちづくりになるような所が一気に固まって出来るんですけど、これは大事なことだと思うんですが、町長、その辺どうですか。

○議長（富樫順悦）　金町長。

○町長（金秀行）　永井議員の御質問にお答えをしたいと思います。

　議員おっしゃるとおり、町の税金をかけて、町民の税金をかけて建設して、定住を目的に入ってもらおうという部分ですから、やはりいろんな町の、町内会も含めた活動、そういうものは積極的に参加をしていただきたい。それはきちっと、先ほど担当課長が申し上げましたが、町として、その辺の所はきちっと守っていただきたいということは強く訴えるように努めているところでございます。これは以前、町内会活動がなかなか停滞してるという分もあって、一般質問にも出された部分で、私もそのように答弁したことがございますし、なるべくそのようなかたちの

中で、入ってくるような人がたがそれぞれ町内会に入って、そして一緒に活動していくということが望ましいので、今後においてもそのようなことは努めていきたいと思っております。ただ、先ほど課長が言った部分については、その前については、その地域のエリア内で、町内会を設置して、その中で活動する、新たに設置して、そして行政文書等をお知らせする、そういうかたちは可能だというふうに考えておりますので、それは必要に応じて、状況を聞きながら判断してまいりたいとは考えてるところでございます。

また、ペット等の問題については、議員おっしゃったとおり、私もいろいろ町内回ってる部分の中で、そういうふうに飼ってらっしゃる方々がおります。で、退去した後は、その中を見て、中が相当やはり、ペット飼ってるといふうになると、におい等、そういう部分があるので、その部分を判断して直していただく、そういうような対応もこれまで取ってきた経緯がございますので、その辺の所を十分、内部で検討させながら、入ってきていただく、蘭越町に定住していただく、やはりせっかく蘭越に来ていただくんですから、安心安全に蘭越町はいい町だとかたちで住んでもらうことが1番必要だと考えておりますので、十分町内会活動含めて、地域との連携、その分は役場として対応できる所は申しつけながら、そして、公営住宅の中の指導というか、定期的な部分での検査というのは毎年、はがき等の部分の中で周知はされておりますが、そういう苦情等、そういう分が来た場合は、町の担当者が出向いていろいろお話を聞いてるといふこともありますので、非常に、一言でこうできますとは難しい分もありますが、努力してまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） 大体話はわかりますし、仕方ないのかということとはよくわかりますが、それは注意してやっていただきたいと思います。

ペットについては、よく言われる癒しの時代だとか、高齢者住宅が多くなって、やはりそれなりにかわいがっていらっしゃる方も多くなっていると思います。退去時にある程度直して修繕してもらえればいいよというようなかたちの明示することはある程度大事だと思います。けども入居者曰く、6条の2項ですね、小学生の子どもがいて、夫婦とも40歳未満と言ったら、蘭越町の社会人口としては担い手の担い手、本当にト

ップリーダーになってもらいたいような人たちを入居させたいわけですから、やはり例えば消防団に参加してくれだとかいうことをどんどん積極的をお願いして、こういう40歳未満の方が、次の蘭越町を担ってくれるような方々、また、理解してもらえる方々をぜひ入居させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 十分、永井議員の質問の意図は私も理解している部分もございます。今回のこの定住住宅というのは、前に議員がいろいろおっしゃっていただいた、町外からの定住者というほかにですね、蘭越で今、定住を目指して住んでいらっしゃる、そういう方々に対しても、この住宅の中に一緒に入っていただく、そういうような住宅というのが建設が必要でないかと御意見も頂いた部分の中で、内部で検討した部分の中で、これは町内者だけじゃない、蘭越に新たに定住していて、そして住宅を探している方々、そういう方々にも十分この住宅を対応できる、そういうような制度に持っていきっております。それと併せて、そういう方々がいろんな活動、そういうものに参加していただく、そういうことを今後町の内部として、十分検討しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。 3番、田村議員。

○3番（田村陽子） 3点ほどお伺いしたいと思います。

古い、今までにも古い住宅で、定住促進という名目で募集かけたりされてる部分があって、それに関しては規則という形での管理、運用の取り決めをされていたと思うんですけど、これを定住促進住宅の条例にするという部分に、理由をお知らせいただきたいのが一つ、それと10条の所の保証人の件ですけど、町内、以前から問題とされている、外から来られた方が町内での保証人を求められてきたという、やっぱりいろいろ問題もあったと思うんですけど、そこに関して、今回これは町内、町民の保証人ということ限定していないということを確認させていただきたいのと、今の時代、保証会社ということも、民間では保証会社使われて入るという方もいらっしゃると思うんですけど、その使用に関しては認められないのかなということが二つ目、それと最後に、6万円の使用料

が算定されてますけど、除雪やそのほかのいろんな管理費など、ここには含まれないのかなと。含まれていれば、6万円ならすごく、ほかから来た方、例えば都市から来た方からすれば新築の2LDK6万円というのは価格的にお手頃なんだろうなというのはもちろん思います。

ここの6万円の根拠というか、そこをお伺いしたいです。

3点、お願いします。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 田村議員の御質問にお答えします。

まず1点目の条例制定なんですけど、以前にはその定住促進住宅の規則ということで、管理している住宅あるんですけど、これはあくまでも今までの、新築で建てたものではなくて、入居されなくなった教職員住宅というのがありまして、その住宅を定住促進住宅として管理させてもらっていた時に規則としてそれを定めてそれを管理させてもらってたんですけど、今回このように新しく住宅建てて、これからも予定としては建てていきたいという思いがありまして、新たに定住促進住宅の設置ということで条例化させて管理させていただきたいと思います。

今まで定住促進住宅として規則として定めていた住宅なんですけど、これは教員住宅、蘭越町の居住施設規則というのがありまして、教員住宅を管理している規則ですね、そちらのほうもう一度規則改正を行ってですね、そちらのほうで管理させていただきたいと考えておりますので、御理解願います。

あと、保証人の関係だったんですけど、ほかの住宅も条例には町内者じゃないとだめだとそういうはっきりしたものはないんですけど、一応、例えば何かあった時に、連絡はつかないよとなった時に急遽、保証人さんのほうに連絡させていただいて、一緒に同行してもらって鍵を開けるだとかそういうようなことで町内に住んでいるほうが、そういう緊急性の時には町内に住んでいる方のほうが都合がいいというか、対応できるのではないかとということで町内者というふうにしてるとは思うんですけど、最近ですね、やはり町外者が多いものですから、入る時に町内に知り合いがいなかったらですね、町外者でもいいですよということで認めている所はございますので、御理解願います。

あと、保証会社のほうなんですけど、うちのほうもこの保証会社、保証人でなくて保証会社のほうに、今後こういった形でやっていけるかと担

当のほうに今調べさせているものですから、今後そういう保証会社のほうと契約とかできるような方向性があればそっちのほうに変えていきたいと担当としては考えてございます。

あと、家賃なんですけど、6万円という家賃の設定なんですけど、一応算定ですね、先ほどの買取価格3,300万円という中で、設計費だとかいうのを除いた、あくまでも建築、建物ですね、建物の価格というのをですね、耐用年数、木造は22年というふうに定められていますので、その工事にかかる価格ですか、それを22年で割って、1戸あたりの住宅料を算定したということで、その中には管理費だとかいうのは具体的にはうたっていないんですけど、そういう算定の仕方では6万円というふうにして、算定させていただいております。除雪だとかいうのは、基本的にはうちの町の管理としましては、入居者がやっていただくということで御理解いただいておりますので、この住宅に関しましてもですね、入居者がそういう除雪だとかまわりの草刈りだとかそういう管理はしていただくというふうにして考えてございますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 一つ目の、規則だったのを条例、新しい住宅を新規でこうやって建てて条例に、このタイミングで作るということは理解するんですけど、それならなおさら、先ほど永井議員がおっしゃったように、新築で、今まで教員住宅とかいろいろ使われた後での定住で入って下さいという部分での扱いと、やはり新築で作られて町の皆さんの税金も入って作られている物なんですから、だからこそ最初に条例の中でしっかりうたうべきというものはきっちりして、明確に毅然としておかないとならないんじゃないかというふうにはちょっと思っているんです。例えば先ほどのペットの飼育なんかでも、いくら原状回復して、後やってもらうと言っても、やはり生き物だから、後に入る人が例えばやはりそのアレルギーなんか持っていれば、いくら入換にしたとしても、それが完全だというような、その保証というのではないと思うんですよね。だからやはり、あくまでも公営住宅という扱いなので、最悪、外飼い、それならいいですよとか、そこまでのきっちり踏み込んだものをやっぱり作っておかないと、なあなあになってしまうんじゃないかという懸念が一つあります。だからこそ、新しく条例にするからこそ、そういう所も盛り込んでおいたほうがいいんじゃないかとちょっと思っております。

二つ目の保証人の件ですけど、保証会社、これから若手の方対象にということになれば、なおさら保証会社を使ったりということは考えて下さってるということなので、今後、検討していただきたいと思います。6万円の根拠に関しては、一応22年でかかった部分で割ると、大体の6万円に計算するとなりますよね。それもちろん思いますので、その所の管理費も含めて6万円、私的にはちょっと、皆さんに町民の方にいろいろ聞いてみると、蘭越の町で6万円高いんじゃないかという話もあるんですが、新築で先ほどの金額で割れば6万円になる、それをもとに出したということなので、この後22年後あたりぐらいから、その入居の金額というのは6万から変わってくるのかなと思います。

この根拠は管理費も入って6万円で本当にいいのかという所は私は微妙なんですけど、それでいくということなのでこれ以上はあまり言いませんけども、わかりました。6万円、ごめんなさい、ちょっと話細くなりましたけど、この三つの件で止めさせていただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 田村議員の再質問にお答えいたします。

ペットの関係だったんですけど、今まで町に建っている住宅、その全ての住宅、ペットの禁止というふうにして条例化されていないのが現実でございます。最近、先ほど永井議員からも御質問あったんですけど、ペットを飼っちゃだめだという禁止条例がないものですから、ペット飼ってる方多いんですけど、平成29年に実は入居者全員に対して、ペットを飼っている場合は届出を出してくださいということで1回、皆さんに案内させていただいて、そういう提出させていただいております。

それでですね、何を飼ってるだとか、犬飼ってる、猫飼ってるとかいうので出していただいて、あと、ペットとかで苦情等があって、改善されない場合はペットは飼わないで下さいというふうにして、そういう文書に判を頂いておりますので、その辺で今は管理しているところでございます。内部の担当のほうでもですね、ペットの関係で苦情等があるものですから、今後全体的に、住宅のペット禁止してはどうかという話もあるので、それはいずれ条例改正をしながらペット禁止の条項ですね、そういう禁止条項を制定させていただきたいなと思ひまして、これから事務を執り進めてまいりたいと思いますので、御理解願います。

あと、保証会社のほうなんですけど、先ほど言ったとおり、担当のほう

にこういった形が適しているのかと調べさせてもらってますので、保証会社で大丈夫だとなった時には保証会社でやっていきたいと考えておりますので、お願いいたします。

6万円、家賃の関係だったんですけど、確かに6万円、管理していく上で、長年経ったらやはり屋根のトタンの塗装だとか張替だとか、内部が汚れて、経年劣化ですね、経年劣化で傷んできたら修繕が必要だということで、その費用というのは町のほうで負担、支出するものですから、そういったものを反映して今回6万円というふうに設定させていただいておりますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 山内副町長

○副町長（山内勲） 少しだけ補足させて下さい。

先ほどからお話されているペットの件なんですけど、公営住宅や公宅で今、課長言ったとおり条例で定めてないものですから、ペットを原則禁止しているということではないんです。認めざるをえないという中でですね、届出をしてもらって、一体どこの家でどんなペットを飼っているんだということを役場が把握しなきゃならないと、そういう段階に今あるということなんですよね。で、これからどうするんだということの議論になるかと思うんですけど、先ほど永井さんもちょっと言われていましたけど、ペット飼うことによる住民の心の癒しといいますか、そういう部分も一方では生活しているわけですから配慮しなければならない、その一方では田村さん言うように、一人の、自分の建物ではないので、次から次と移り変わった時にアレルギーだとかそういうものの弊害も一方では出るという、そういう懸念もあるというそういう非常に難しいバランスもありまして、その辺で担当課も苦慮して、私どもも苦慮しているところなんですけど、その中で今後どういうふうにしていったらどちらもお互いに立つような形になるかということは、ちょっとこの場では申し上げませんが、重々また内部で検討させていただきたいと思いますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 今のペットの件ですけど、癒しということはもちろんわかりますけど、あくまでも公営の住宅という域からはやっぱり離れ

ないと思いますので、これ条例に、そこに関しては、そこを理解した上でここでは生き物飼えないねと理解したうえで申し込みをしていただくというふうにしていかないと、何のための条例なのかわからなくなってくると思います。それと、修繕は町のほうの支出で行っていく、それは町の財産ですから、それはもちろんわかるんですけど、なおさらそれなら6万円という金額プラス積立というか、そういう形で積立していくという方向もしていかないと、その修繕は全部こっちで町で持ちます、もちろん町の財産ですからそこは仕方ないんですけど、その所の共益費としてのものというのは、例えば外灯がつきますよね、そこに対する電気費もかかってくると思いますし、そこに対する考えもなかった、そこを含むってことになりますでしょうか。

○議長（富樫順悦） 山内副町長。

○副町長（山内勲） 再質問にお答えします。

ペットの部分ですけど、町がですね、だめだと決定したら、当然条例に盛り込んで検証すると、それは田村さんの言っているとおりと。

ただ、今現時点において、町は禁止していないんですね、町としては。でも、皆さん方から言われた意見は十分わかりますので、これから禁止をするのか、それともしないで、今までどおり町が、どこでどんな動物を飼っているかということ把握した上で飼ってもいいよという、そういう許可で、この今のままで現状進んでいくかということについてはこれから内部で検討、今意見出されましたので、検討させていただきたいということなんです。

今、町がだめだよと言うように、くどいようですけど、だめだと禁止するのであれば当然田村さん言うように条例に盛り込んで、だめですよということを明確に住民の方に周知していくと、そういうことが手続きとして必要ですけど、今現在、町としては、ペットを飼うということを禁止していないということを御理解していただきたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） いいですね。答弁終わりましたよ。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 2点目の管理費の関係だったんですけど、今回建てた住宅は外灯は設置されていないんですけど、この住宅で外灯がついてる場合ですね、外灯の電気代というのは町のほうで負担というか、町

のほうで支出しているものでございまして、入居者負担では、そういうのは入居者負担ではございません。あと、先ほど言ったとおり、住んでいけば住宅、経年劣化というもので家賃に反映させていって、家賃を下げていくのもあるんですけど、先ほど言ったとおり町で管理する部分でお金がかかりますので、その辺入居者の方については御理解していただいて、この6万円ということで設定させていただいておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。淀谷議員いいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第6、議案第3号令和2年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただ今上程されました、議案第3号令和2年度蘭越町一般会計補正予算第11号につきまして、御説明いたします。

現在、この会計の予算の総額は、73億1,001万3,000円で、歳入歳出それぞれ1,115万3,000円を追加し、73億2,116万6,000円とするものです。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。

6ページを御覧願います。

2 款総務費 1 項総務管理費 5 目企画費、補正額 5 0 万円。

1 8 負担金補助及び交付金 5 0 万円。住宅エコ化支援事業補助金で、申請件数の増加により、予算に不足が生じることから、追加をお願いするものです。

1 4 目防災対策費、補正額 4 9 万 5, 0 0 0 円。1 1 役務費 4 9 万 5, 0 0 0 円。行政通信システム機器移設等手数料で、公共施設等の機器の設置や移設、また、システムの故障などにより、予算に不足が生じることから、追加をお願いするものです。

1 6 目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額 5 5 1 万 7, 0 0 0 円。特定財源の国道支出金 5 5 1 万 7, 0 0 0 円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で、4 月以降、本町においてもワクチンの接種が開始される予定でございますが、ワクチン接種に係る必要な医薬品、また、接種券の印刷費用などをお願いするものです。1 0 需用費 3 0 4 万 2, 0 0 0 円。消耗品費 5 万 5, 0 0 0 円の追加は、ファイルほか事務用品です。次の、医薬材料費 2 9 8 万 7, 0 0 0 円は、注射針、医療用手袋、アルコール等の医薬品を購入するものです。1 1 役務費 2 0 万 7, 0 0 0 円。郵便料 2 0 万 7, 0 0 0 円の追加は、ワクチン接種券や案内文章の郵送費用です。1 2 委託料 6 1 万 6, 0 0 0 円。新型コロナウイルスワクチン接種券ほか印刷業務委託料で、接種券及び封筒の印刷業務ほか、封入業務を委託するものです。次のページになります。

1 7 備品購入費 8 6 万 3, 0 0 0 円。ワクチン接種に必要となります A E D、血圧計ほかを購入するものです。1 8 負担金補助及び交付金 7 8 万 9, 0 0 0 円。健康管理システム改修負担金で、ワクチン接種者の受付・予約など、台帳管理に必要となるシステム改修です。

3 款民生費 2 項児童福祉費 3 目蘭越保育所費、補正額 9 9 万円。

1 7 備品購入費 9 9 万円。蘭越保育所の食器洗浄機が経年劣化により故障したため、購入するものです。

7 款商工費 1 項商工費 5 目交流促進センター雪秩父費、補正額 1 5 1 万 8, 0 0 0 円。1 0 需用費 1 5 1 万 8, 0 0 0 円。修繕料で、雪秩父の水道設備に不具合が生じ、加圧給水ポンプを交換修理するもの 1 3 2 万円、また、女子浴室の換気扇の故障により交換修理をするもの 1 9 万 8, 0 0 0 円の追加をお願いするものです。

6 目貝の館費、補正額 5 0 万円。特定財源のその他 5 0 万円は、船の科学館ミュージアムサポート助成金で、新種のクリオネの調査・研究に対し助成金が決定的なものです。1 0 需用費 3 5 万 9, 0 0 0 円。プラン

クトンネットほか、消耗品費 35 万 9,000 円を追加するものです。

11 役務費 5 万円。新種のクリオネに関する論文に必要な英文校閲をお願いするものです。13 使用料及び賃借料 1 万 8,000 円。ダイビング用品の借上料 1 万 8,000 円です。8 ページを御覧願います。

17 備品購入費 7 万 3,000 円。塩分計を購入するものです。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費 1 目道路橋りょう費、補正額 11 万 5,000 円。17 備品購入費 11 万 5,000 円。10 トンダンブトラックのバッテリーが経年劣化により充電できない状態のため、バッテリーを購入するものです。

6 目除雪費、補正額 110 万円。10 需用費 110 万円。修繕料で、ショベルローダーのインジェクターの故障のため、交換修理するものです。

10 款教育費 3 項中学校費 1 学校管理費、補正額 41 万 8,000 円。10 需用費 41 万 8,000 円。中学校体育館に設置しました、温風暖房機の運転開始に伴い、その燃料となる灯油を追加するものです。

続いて、歳入に戻ります。5 ページを御覧願います。

16 款国庫支出金は説明を省略します。

21 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額 513 万 6,000 円。1 繰越金 513 万 6,000 円。前年度繰越金です。

22 款諸収入につきましては、説明を省略します。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。7 番、難波議員。

○7 番（難波 修二） 6 ページ、感染症対策費の関係で、直接この中身ではないんですけど、12 月の質問でワクチン接種の事でちょっと私、質問させていただきましたけど、当時まだどうなるかも全く状況がわかってない時でしたので、町長の答弁、これから進めたいというそういう話でした。最近にわかにテレビ、新聞等でワクチンのことがずいぶん取り上げられて、それなりに私たちも状況というのは理解できているんですけど、やはり市民の皆さんも蘭越どうなるんだろうということが非常に最も関心の高い所だと思うんですね。それで、ぜひ、全部が決まってから、こうなりましたよ、の 1 回だけではやっぱりまずいんじゃないかと私は感じています。現状、今の段階で、国の情報が伝わってないのでまだ

わからないという所は十分わかるんですけど、現状はやっぱり蘭越としては例えば場所はここでとか、いつ頃からどういう段取りでとわかる範囲で結構ですから、やっぱりこう現状でこのような方向で進んでいきたいと思ってるというような、そういうようなものをまず市民の皆さんにお伝えするということがとても大事なんじゃないかと考えています。

まあ、受ける受けないは最終的に任意ですから、それはいいんですけど、やっぱり町としてはできるだけやっぱりワクチン接種を奨励していくと、そういう前提に立つのであれば、現状の中での状況をまずはお伝えするということが大事なんじゃないかと思うんですよね。今朝の新聞にも出てましたが、北後志ではいわゆる病院で、かかりつけ医がっていう、そういうのを広域連携でやるっていう、まあ蘭越もどうするのかっていう、そういう素朴な一人一人の疑問にまずは答えてあげるというのがすごく大事ななと思います。

だから、あまり予断を持っていたかのように、現状では蘭越のやり方こうですよということをまず一括お伝えするという、そういう丁寧な説明が非常に大事だと思いますので、そのあたりについてどのようにお考えかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） 難波議員の御質問にお答えしたいと思います。難波議員のおっしゃるとおり、市民には丁寧な説明が必要だと理解しています。12月には、まず、ワクチンが接種されるという前提のもとでの答弁でしたが、実はまだ、新聞報道でもいろいろ騒がれており、詳しいスケジュール、ワクチンの配布スケジュールはまだ決まっていますが、難波議員おっしゃるとおり、現状での周知は必要かなとは私も考えています。それで昨日、第3回目になりますけど、第4回目ですけど、厚労省によりまずウェブ会議で、全国の市町村担当対応でウェブ会議で説明を受けました。実は今時間ですけど、山ろく7町村でも担当者の担当課長それから保健師だとか担当とともに情報共有の会議、ウェブ会議をしているところであります。それで、そういった所の情報を収集しまして、蘭越の接種にあたって必要なこと、まだ検討して不明な所もありますので、そういった所は随時検討進めていきたいと思っております。今決まっている所、1月の、道新さんにも出ましたが接種会場は集団でやる、保健福祉センターでやろうというように今、検討を進め

ているところです。それに対して医療従事者、接種に係る医療従事者ですね、その辺の依頼についても町立の診療所、それから清和会昆布温泉病院のほうにも、あらかじめ協力のほうお願いして了承いただいているところです。ただ、今後スケジュールによっては、診療もありますので、スムーズにいくかどうかまだ現時点ではわかりませんが、今後のスケジュールに関しまして、随時周知をしていきたいと思います。

ただ、繰り返しになりますけど、難波議員がおっしゃるとおり、現状で検討している事は、実際にはまた変わるかもしれませんが、現時点での情報につきまして、今後、行政協力員を通じて提供できる範囲での通知はしていこうと思いますので、御了承願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） 担当の課では相当、御苦労なさってるなというのは十二分に私も承知しておりまして、心から敬意を表したいと思っております。その上で、住民の皆さんにいち早くやっぱり、現状ではこうですよという所をまずやっぱりお伝えしておいて、詳細についてはまだ決まってないので決まり次第お伝えしますという、そういう形で今の時点で決まっている所を、そういうものを、あるいは基本的なそのワクチン接種の仕組みですとか、蘭越の場合はこうやりますという、そういう所をやっぱりお伝えするということはぜひ大事だと思いますので、これ以上申し上げませんが、今後ぜひ早急にそういう作業を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えします。

今、担当の課長から申し上げたとおり、今回の新型コロナワクチン接種については、これまでのインフルエンザのワクチンと違って未知の世界、誰もが経験したことのない接種というふうになります。

そのために、非常に担当のほうは苦慮しておりまして、私としては町民の皆さんがワクチンを、蘭越町はきちんと安全に安心して打てる、そういう体制をきちっと取って、ぜひワクチン接種をしてくださいということが大原則として大切であるというふうに考えております。

そのような中で、これからいろんな情報を入手した部分を担当のほう

でも協議をしていきますが、それと併せて、やはり担当だけではこの問題に対応できない、そういう部分も出てくると思います。そういう部分を私は民間の力を借りる、そういうことも国が奨励をしておりますので、その辺の所を十分内部で検討しながら進めてまいりたいと考えているところです。そのような中で、議員の皆さんには大変お疲れのところなんですが、昼からその説明会も含めた部分で、ぜひ議員の皆さんを含めて私どもが今回のワクチン接種に関する現状、そういうものを捉えた部分をぜひ一緒に勉強していただいて、まずこれから行っていかなかったらならない未知の世界のワクチンというものに対して、最初に議員の皆さんに認識をしてもらいながら、なんとか蘭越町の町民の皆さんが安心安全にワクチンを打つ、そしてその後の接種管理、そういうものも十分大事となってきますので、内部で検討しながら進めてまいりたいと考えておりますので、議員がおっしゃった、なるべく、情報が来た場合には蘭越町はこういう方法で行く、そういうものを町民の皆さんに周知をしていく、そういうことは大事だと考えておりますので、努めてまいりたいと考えておりますので、御理解下さい。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。 10番、熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 同じ、新型コロナ感染対策費についてお伺いします。山下課長のほうから、福祉センターというふうに聞いておりました。

その中で、各医者の方が出張してくるという状態だということでございます。私、その中で二つ懸念があるんですが、一つは、1か所でやるにはちょっと人数が多すぎるんじゃないかということです。なぜかと言いますと、3週間以内に2回目を打たないといけない、30分間は滞在をしていかなければならないという、経過を見るということです。そのなかで、1か所ではいろんな人の出入り、また交通の便でキャンセルするという人でないとは限らないので、できればですよ、福祉センターと温泉病院と、せっかく新しく出来た統合診療所、3箇所くらいでうまく分散しながらやれば、そういう方向がいいんじゃないかと。そうしますと、スケジュール的には1回やった人が3週間ですから、非常にタイトなスケジュールとなりますので、今どういうふうにいつワクチン入ってくるか、どういうふうに、優先的にやるのかまだわかっていない状態の中で恐縮かもしれんせんけど、私はそういう構えも必要でないかなと日頃していたので、それについてはどのようなお考えかちょっとお伺いし

ます。

○議長（富樫順悦） 谷口健康推進課主幹。

○健康推進課主幹（谷口敦哉） はい、ただ今の議員の御質問にお答えをしたいと思います。場所については、保健福祉センターということで先ほど課長のほうから申し上げました。保健福祉センターのほうで集団接種ということで計画を進めているんですけど、若干そのやり方について御説明をさせていただきたいと思っております。まず、高齢者65歳以上の方からスタートするんですけど、現時点で対象者が1,887人おります。この方を接種を進めるわけなんですけど、ただ今、ファイザーのワクチンで、ファイザーが来るだろうという想定で準備を進めているわけなんですけど、ファイザーから送られてくるワクチンの最低ロット数が975回分の接種となります。975回分となりますと、これ、一人2回打ちますから、約480人分ということになりまして、これを480人、今計画の中で1週間で打つということで、5日間で480名ですので、1日当たり96名ということになります。1日で96名を二グループに分けまして、これ、3密を防いでやるということが必要になってきますので、1時から、午後からやる予定をまずしています。午前中は診療所、温泉病院等の通常診療をやっていただいて、午後からの接種ということで今、計画を立てておりますけど、1時からのグループと3時からのグループ、まず二グループに分けたいと思っております。そうすると、一グループ48名になるんですが、それをさらに3密を避けるという意味で、15分間の間に12名ずつ、時間厳守で呼んで、そしてまわしていきたいなと思っております。そういうやり方をやると、人数が多すぎるということの課題を一つクリアしながらですね、そしてセンターのほうで入っていった受付、それから予診票のチェック、そして接種する場所は2レーンに分けて、2か所に分けて進めて、1か所15分で6名ずつになりますので、6名を通して最後はロビーのほうで30分の経過観察、このような形で考えております。ですから、人数が多すぎるんでないかという点と、30分の経過観察が必要となるということに対しての問題を、今のやり方でもってクリアしていきたいというように考えてございます。また3か所程度でやったほうがいいんじゃないかということももちろんそういうやり方はベターなのかもしれませんが、ファイザーのワクチンそのものが、まずマイナス75度のフリーザーが3月の中旬に

町のほうに送られてくるんですけど、これ、1台しか来ません。

保健福祉センターのほうで管理をして、そこから運んでいかなきゃならないという作業が発生してしまいます。これは、ファイザーのワクチンは解凍してから5日間、これ希釈も必要になるんですけど、さらに希釈してから6時間しかもたないという特殊なワクチンでございます。

3か所に運んでやるという、分散してやるという方法もあるんですけど、今申し上げたとおりですね、ファイザーの専用の超低温冷凍庫が1台しかないという点になっておりますので、最良の方法は何なんだというふうに内部で検討したところですね、まず集団接種で行って、まあ集団接種で来れない方もおられると思います。そうした部分については、各医療機関についての個別接種という部分も検討していきながら、進めてまいりたいと思っておりますので、現時点の取り進める計画内容を説明しましたけど、御理解頂ければと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 綿密にある程度計画があるということは安心いたしました。もし、高齢者が全員希望して受けた場合はこの計算では4週になる、4週間、で、第2回目に行くということなんですから、いわゆる3週が良くて4週が悪いのかよくわかりませんが、計画的には1週ずれてしまうということもあります。しかし、ワクチンが一つのボックスしかないのであればこういう方法を取る、この中でやはりキャンセルをできるだけ防いで、やらない人も次々行けるような、無駄にしない法則をまず一つやって下さい。それと、2回目に副反応が多いと聞いておりますから、この辺も対応がありますから、それで私、かかりつけ医がいいんでないかという話をしたんですよ、例えば自分がいつも行っている病院であれば、このおばあちゃん、急に血圧がどうのこうのとか、このおじいちゃんが高血圧だとか心臓が悪いとか、そういうものが把握できているところを、電子カルテ今ないですけど、そういう形の物を用意しながらやらなければ、2回目の副反応というのがまだ日本でよくわかっていませんけど、出てくるという文献ありますので、私もちょっと読んでみたんですけどそういう話もありました。この辺のキャンセルを少なく、スムーズにいかせるということと、2回目の副反応に十分注意が必要だということ、この辺の懸念をしております。これは蘭越町だけの問題ではありません。全国的な問題ですけど、この辺の2点についてお伺いします。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） 熊谷議員の御質問にお答えいたします。

副反応それからアナフィラキシーのほうですけど、この集団接種にあたりまして、先ほど説明しましたけど、回答しましたけど、町内の医療機関、加藤先生、高階先生に事前に相談をさせていただきます。今、谷口が報告しました会場の接種の流れですね、それらにつきましても、説明をして意見を頂いて考えた現時点での方法であります。

それで、御質問にありました、まずキャンセルが出ないようにと、少しでも無駄にはしたくありませんので、まだ、先ほど言いましたけど、配布されるスケジュールがまだわかりません。配布するその医師、最低ロットの975回分ですけど、最初のその次の時に何ロットかどうかそういうこともまだわかりませんので、まず1本目975回分来るのであれば、2回目も担保できるように半分の接種で考えております。3週間後です、3週間後と言えは、例えば月曜日に打ったら3週間後の月曜日に接種という流れになります。これは昨日の説明会でも説明ありましたが、そういった流れになります。その間に、2回目3回目のグループを作って接種するというふうに考えています。それで、副反応、いろいろまだ、薬事承認になったばかりですので、詳細なやつはドクターのほうに情報流れてきますので、その辺は今後ともドクターと一緒に情報共有しながら、対応したいと思いますので、御理解願います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。金町長。

○町長（金秀行） 今、今日、実は初めて議員の皆さんに町のワクチン接種の予定というかそういうお話をさせていただいた分があります。

これはあくまでも、今の中での担当の部分で考えてる、町として考えてるやり方です。で、いろいろこうワクチンも遅れてきている、そういうものもありますが、今日お話した部分の点については、議員の皆さんには、今、町がこういうようなことを考えているという、その資料をまず皆さんのほうにお知らせすることが必要だなと今非常に感じておりますので、その辺の所、今現在です、またいろいろ変わる要素がありますが、こういう体制で行いたい、そういう部分は議員の皆さんにお知らせする、そういう部分の中で今後また状況が変化した何という分は、また御連絡

しながらまた意見を聞いたりとか、そういう方法を取ってまいりたいと考えておりますので、今日言っただけでは、なかなか確認、一緒になっていこうと確認取りづらい分もあると思いますので、その辺の所内部で十分調整して、皆さんのほうにお知らせする体制を取りたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。 田村議員。

○3番（田村陽子） 健康管理システムの改修についてお伺いしたいと思います。これ、改修ということは、今あるシステムを今回のワクチンに関して改修するというふうに捉えていいんでしょうか。具体的にどういうシステム改修って、難しい所まではわからないかもしれないんですけど、新しいシステム、ワクチン、今回ワクチン投与、接種に関して新しいシステムを構築するわけではない、今の既存のを改修するという意味でのところでしょうか。

○議長（富樫順悦） 谷口健康推進課主幹。

○健康推進課主幹（谷口敦哉） ただ今の議員の御質問にお答えをいたします。システムの改修費でございますけど、これ、今あるシステムを改修するということになります。役場の中には、ウェブタウンのシステムということで庁舎内全体のシステムがあるんですけど、その中に健康管理システムというのがあって、それはもうすでに起動しております。その中に、今回の新型コロナウイルスの接種台帳というものを作って、中身の内容としてはまず接種券の印刷ができるようなシステム改修、それと、接種した対象者の管理、いつ、何度ワクチンを打ったとかそういう基本情報を管理していくようなことを考えて改修するということで考えておりますので、御理解を頂きたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） わかりました。既存の所に、今回の新型コロナウイルスの対応を入れるということの改修費ということで、今後これだけ、コロナウイルスワクチンに関して別に新しいシステムを構築するということはないということで捉えていいですか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 田村議員の質問にお答えします。

今回の補正の部分については、先ほど担当のほうで申し上げたとおり、蘭越町については、町村会の情報センターのシステムに加入をしておりますので、その所で今回のコロナワクチンに係る、接種に係るソフトを、国から来てるそういうものを改修しながら提供する、そのための事を行いたいというふうに考えています。

それと併せて、私先ほど若干お話させていただきましたが、今回のコロナウイルスの感染のワクチン対策については、安心安全に行っていかなかったらならない、そのためにはシステムの管理というものをきちっとしなければならないというふうに考えております。それは接種管理、事前の管理、さらにはその後の管理、そういうものがきちっとデータとして残るシステム、そういうことによって何かが起こった時にきちっと対応できる方法が必要であるというふうに考えておりますので、その所については、この蘭越町の職員の今の部分だけでは、なかなか困難な部分があると考えております。

これは国の支援等も行いながら、民間活力を活用した中で、町民の皆さんが安全にワクチンを接種できる、そういう対応をぜひ取っていきたいというふうに、考えております。これについては、今現時点の補正という部分の中で、これは4月、今いろいろ入って、国からいろんな交付金が入ってくるので、3月の中ではまた繰越等も含めたそういう予算補正、それをまたお願いするというふうになると思いますので、御理解を願いたいと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号令和2年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第7、議案第4号令和2年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。北山建設課長。

○建設課長(北山誠一) ただ今上程されました、議案第4号令和2年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算第5号につきまして、御説明申し上げます。この会計の現在の予算の総額は、1億9,454万7,000円で、この総額に246万7,000円を追加し、予算の総額を1億9,701万4,000円とするものです。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

6ページを御覧願います。

1款事業費 1項水道事業費 2目水道維持費、補正額246万7,000円。10需用費246万7,000円。修繕料です。今回の補正につきましては、令和2年度当初予算で水道施設修繕料として、640万1,000円を計上させていただき、各施設の修繕及び突発的に発生した漏水修理を実施してきましたが、12月16日及び2月2日に三和地区で発生しました漏水事故の修理費に不足が生じること、また、今後においても漏水等、不測の事態が発生した場合、修繕料が不足することから、補正をお願いするもので、補正額については、既に行った漏水修理費の不足分106万7,000円と今後、漏水等が発生した場合の修繕料として過去5年間の冬期間に行った漏水修理費の1件当たりの平均金額を算出し、2件分の金額140万円、合わせて2,46万7,000円の補正をお願いするものです。

次に歳入について、御説明申し上げます。5ページを御覧願います。

4款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額246万7,000円。

前年度繰越金246万7,000円を追加し、歳出充当するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるよう、お願いいたします

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。永井議員。

○5番（永井浩） 漏水事件は蘭越町の場合、多々あるんですけど、この度の漏水事故はやはり石綿管とか古いタイプの水道管なんではないでしょうか。
原因についてちょっとお伺いします。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 永井議員の御質問にお答えします。
今回の水道の管なんですけど、塩ビ管なんですけど、今回発生しました漏水についてはですね、原因としまして、管に石が接触して、それが振動等によってそこが亀裂が入って漏水したとして原因が、漏水したとして担当のほうから報告が上がってございます。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） 塩ビ管が割れるということは仕方ないんですけど、まだまだ蘭越町、古い管たくさん路線として、しっかり管理されてると思いますけど、また、所管事務調査で伺った時にはやはり排水、水源から来た水が何%くらいちゃんと供給されているか、やはりかなり低い率で供給されていると。それだけどこかここから漏れている事を伺いました。
やはり水は市民の命の根源ですから、今一生懸命管理されているし、漏水のシステムだってあるんですが、やはり古いものを、これは予算としてはものすごい金額となると思うんですけど、場当たり的に対処するしかないと思いますけど、やはり古い管、補助とかいろいろ、もしくはあればいいんですけど、道路工事とかあればいいんですけど、なんとか管を変えていくという方法はないものか、ちょっとお伺いします。

○議長（富樫順悦） 北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） 再質問にお答えします。
水道管古い所、石綿管だとかってまだうちのほうで管理している所があります。この更新ですね、敷設替えだとかいうのはうちのほうも実施

したいと考えてございまして、今ですね、補助金ですか、いろんな補助金があるんですけど、そのメニューの中で本町の敷設替えがそのメニューが合致するかどうか今、担当のほうで北海道のほうに聞いたりというふうにして取り進めておりまして、この補助事業に乗かって古い管だとかを変えていきたいなと思って進めてございますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号令和2年度蘭越町簡易水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 以上をもって、本臨時会に提案された議案の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和3年第1回蘭越町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

11時51分 閉会